

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は東経 140° 28′～141° 02′、北緯 38° 10′～38° 27′ と宮城県のおおぼ中央部に位置しており、総面積は 786.30 km²（東西 50.6 km、南北 31.2 km）で宮城県土の 10.8%を占め、県内第3位の広さを有している。東部は仙台湾によって太平洋に面し、東南部は仙台平野といわれる平坦な水田地帯が続き、西北部は山間丘陵地帯が続いている。市の南部は名取市、村田町、川崎町、西部は山形県山形市、東根市、尾花沢市、北部は富谷市、大和町、色麻町、さらに東部は多賀城市、七ヶ浜町、利府町とそれぞれ境を接している。

気象は、比較的温暖であるが、奥羽山脈に近い北西部では冬期に積雪が多く、旧宮城町、旧秋保町地域は豪雪地帯特別措置法における豪雪地帯の指定を受けている。また、夏期に太平洋側ではオホーツク海高気圧から吹き出す冷たく湿った東寄りの風（やませ）の影響により、冷夏となることで農作物の生育に影響を与えることもある。平成 27 年における年平均気温は 13.7℃、風向は夏季には南東、冬季・春季は北西方面からの風が多くなっている。年間平均降水量は 1,444.5 mm であり、6 月から 11 月までの半年間で年間の約 7 割を占めている。

総人口は、平成 11 年に 100 万人に達した後も増加傾向であり、特に東日本大震災以後は、震災前に比べ人口が増加している。これは、震災復興需要や被災した他自治体からの避難等の要因による部分が大きいと考えられている。平成 27 年現在 1,082,159 人、総世帯数 498,953 世帯となっており、そのうち農家人口は 0.84%の 9,087 人、農家世帯数は 0.64%の 3,199 世帯をそれぞれ占めている。

総就業人口は、平成 17 年には 522,328 人、平成 22 年には 459,480 人と減少してきたが、平成 23 年の震災以降、市総人口の増加に伴い、就業人口についても増加傾向で推移しており、平成 27 年時点における総就業人口は 479,339 人である。そのうち第1次産業は 3,717 人で 0.8%、第2次産業は 77,038 人で 16.1%、第3次産業は 386,007 人で 82.7%となっており、第3次産業が実に全体の 8 割強を占めるという第3次産業主導型の就業人口構成となっている。

都市計画の面では、土地利用と交通施策の一体的推進と、暮らしに関連する施策の連携により、都心、拠点、都市軸などへそれぞれの地域特性に応じた多様な都市機能を集約し、さらに郊外区域の暮らしを支える都市機能を維持・改善する取組によって「機能集約型市街地形成と地域再生」の都市づくりを進めている。その中で、土地利用の方向性については、市域を「自然環境保全ゾーン」、「集落・里山・田園ゾーン」及び「市街地ゾーン」に区分し、ゾーンごとに基本方針を明示している。特に、「自然環境保全ゾーン」「集落・里山・田園ゾーン」においては、豊かな生態系を支え自然環境を守り、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図ることとしており、土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き、基本的に抑制するものとしている。

本市における農業振興地域の範囲は、都市計画法上の市街化区域や農地としての活用が見込まれない山林地域等を除き、9,387haが指定されている。土地利用の状況は、総面積9,387haのうち農用地は5,503ha、農業用施設用地は28ha、それ以外は3,856haとなっている。

今後の土地利用は、集落地域周辺に介在し、住宅用地等としての活用が見込まれる農用地、及び地理的条件や周辺の環境条件により農業の近代化を図ることが相当でない農用地を除いた優良農用地について、基盤整備や保全を図っていくこととし、地域の担い手への集積・集約をはじめ、新規就農者等による利用、市民農園による交流の場としての活用など、農地としての有効活用を推進する。

(単位：ha、%)

総面積		農用地						農業用 施設 用地	森林原野		その他
		農地				採草放 牧地	計		混牧 林地		
		田	畑	樹園地	計						
(見直し前)	9,387 (構成比)	4,462 (48)	946 (10)	45 (0.5)	5,425 (58)	51 (0.5)	5,503 (59)	28 (0.3)	1,454 (15)	0 (0)	2,402 (26)
(見直し後)	10,862 (構成比)	5,013 (46)	1,182 (11)	49 (0.5)	6,244 (57)	0 (0)	6,244 (57)	33 (0.3)	2,902 (27)	0 (0)	1,683 (15)

(注) 1 資料：「農政企画課調べ」

2 農業振興地域内の土地利用状況を記述

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況が農用地のうち、a～cに該当する農用地で、(a)～(c)次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地について、農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地（おおむね10ha以上の集団的な農用地）
 - b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業等*を除く）の施行に係る区域内にある土地
 - c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
- ただし、上記の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地
- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
- (c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる集落周辺農用地や市街化区域の接点及び道路沿いで市街地等として開発が見込まれる農用地

※農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年九月二十六日農林省令第45号）第4条の3において、「主として農用地の災害を防止することを目的とするものその他の農業の生産性を向上することを直接の目的としないものを除く」と示されている。

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

土地改良施設用地のうち、農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについては農用地区域を設定する方針である。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

農業用施設用地のうち、農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについては農用地区域を設定する方針である。

(エ) 現況が森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況が森林・原野等で傾斜度が強く、将来農地としての開発・利用の見込みがないものなどについては、農用地区域を設定しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の水田面積は約 4,900ha であり、全耕地面積の 8 割を占めている。水田農業においては、基幹作物である米を中心に麦・大豆等を組み合わせた生産性の高い土地利用型農業を目指し、地域の担い手への農地の集積や集約、さらには、新技術の導入や集落営農組織等の法人化など、効率的な生産体制の整備に向けた取り組みを推進する。また、野菜・花きについては、都市近郊としての立地環境と地域の特性を活かした、鮮度が要求される軟弱野菜など収益性の高い新品目の導入などを推進するとともに、集落営農組織や法人による施設園芸への取り組みを促進する。

このため、今後とも効率的な農業経営が可能となる生産基盤の整備に努めるとともに、優良農地の確保を図る。また、優良農地の活用にあたっては、地域の担い手への集積・集約をはじめ、新規就農者等による利用、市民農園など市民との交流の場としての活用などを推進する。

農用地区域

(単位：ha、%)

総面積		農用地						農業用 施設用 地	森林原野		その他
		農地				採草放 牧地	計		混牧 林地		
		田	畑	樹園地	計						
(見直し前)	4,495 (構成比)	3,842 (85)	513 (11)	45 (1)	4,400 (98)	51 (1)	4,451 (99)	20 (0.4)	25 (0.6)	0 (0)	0 (0)
(見直し後)	4,387 (構成比)	4,003 (91)	329 (7)	0 (0)	4,332 (99)	0 (0)	4,332 (99)	33 (0.8)	22 (0.5)	0 (0)	1 (0.02)

イ 用途区分の構想

農業振興地域内での各地区における用途区分は、次のような構想とする。

(ア) 宮城野地区

岩切地区については、昭和43年度に団体営ほ場整備事業を完了していることから、10ha以上の集団的な農地は、農用地として利用を進める。なお、岩切地区の内、県道8号線（仙台松島線）沿線においては、仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（※土地利用などの基本的な方向性を示し、都市計画の一致制や総合性を確保するため宮城県が策定した指針）において市街化区域編入予定地区に位置付けられており、開発事業の実施が確実となった段階で市街化区域編入され、都市的利用が図られる見込みである。

高砂地区については、昭和40年代から平成3年度にかけて団体営や県営ほ場整備事業を実施している。また、平成25年度から平成32年度にかけて、国営仙台東地区土地改良事業（国営直轄災害復旧関連区画整理事業）が実施されており、大区画のほ場が整備されることから、10ha以上の集団的な農地は、農用地としての利用を進める。

(イ) 若林地区

七郷地区については、昭和60年度に県営ほ場整備事業を完了している。また、宮城野地区と同様、七郷地区と六郷地区においても平成25年度から平成32年度にかけて国営仙台東地区土地改良事業（国営直轄災害復旧関連区画整理事業）が実施されており、大区画のほ場が整備されることから、10ha以上の集団的な農地は、農用地としての利用を進める。なお、長喜城東地区は、仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において市街化区域編入予定地区に位置付けられており、開発事業の実施が確実となった段階で市街化区域に編入され、都市的利

用が図られる見込みである。

(ウ) 太白地区

山田地区や坪沼地区をはじめ、太白地区内では昭和 40 年代から平成 8 年にかけて、小規模なほ場整備事業を実施している。また、四郎丸地区では平成 25 年から平成 32 年度にかけて、農山漁村地域復興基盤総合整備事業が実施されており、ほ場が整備されることから、10ha 以上の集団的な農地は、農用地としての利用を進める。

(エ) 秋保地区

長袋地区や馬場地区については、昭和 50 年代後半に山村振興農林漁業振興対策事業が実施されている。また、昭和 58 年より秋保地区一帯で 170ha 規模の県営ほ場整備事業が実施されており、10ha 以上の集団的な農地は、農用地としての利用を進める。

(オ) 宮城地区

愛子地区や芋沢地区などの昭和 40 年代から昭和 60 年代にはほ場整備が完了している農用地や青野木地区や新川地区における 10ha 以上の集団的な農地は、農用地としての利用を進める。

なお、愛子地区の内、国道 48 号沿線においては、仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において市街化区域編入予定地区に位置付けられており、開発事業の実施が確実となった段階で市街化区域に編入され、都市的利用が図られる見込みである。

(カ) 泉地区

根白石地区や実沢地区などの昭和 40 年代から昭和 60 年代にはほ場整備が完了している農用地や福岡地区や朴沢地区における 10ha 以上の集団的な農地は、農用地としての利用を進める。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市においては、東日本大震災による津波被災地域の営農が再開され、震災後の土地利用が一段落した中において、農産物の価格低迷や生産コストの上昇等の課題に対応できる生産性の高い優良農地の確保が求められている。一方、農業用施設の老朽化の進行による機能の低下や豪雨等の自然災害に対する脆弱性が懸念されており、農業用施設の適正な管理が必要となっている。

それら課題に対応するため、農地の生産性向上と生産コストの低減を図るため、農地の大区画化や汎用化などのほ場整備を計画的に実施するとともに、水管理の省力化などを図るため、農業用水のパイプライン化や水利施設の水管理システムの導入を推進している。また、農業用施設の計画的かつ効率的な管理・補修を行うため、施設の長寿命化を図るストックマネジメントを推進するほか、農業・農村が有する地域資源を用いた太陽光発電や小水力発電などによる再生可能エネルギーの有効活用にも取り組んでおり、今後も農業用施設の適切な維持・管理等を図っていく。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
排水改良	排水機場	岩切	230ha	①	
ほ場整備	区画整理	上愛子	50ha	②-1	
ほ場整備	区画整理	大倉	10ha	②-2	
ほ場整備	区画整理	郡山	20ha	②-3	
ほ場整備	区画整理	秋保野尻	10ha	②-4	
ほ場整備	区画整理	岩切	20ha	②-5	
農道整備	道路改良	三本塚	—	③-1	

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積		
農道整備	道路改良	朴沢	—	③-2	
用排水改良	水路整備	根白石	130ha	④-1	
用排水改良	水路整備	日辺	16ha	④-2	
用排水改良	水路整備	熊ヶ根	35ha	④-3	
用排水改良	水路整備	野村	50ha	④-4	
用排水改良	水路整備	竹ノ内	5ha	④-5	
用排水改良	水路整備	宝堰用 排水路	340ha	④-6	
用排水改良	水路整備	中野堰 水路	2ha	④-7	
用排水改良	水路整備	新堰水路	170ha	④-8	
用排水改良	水路整備	薄ヶ沢 水路	230ha	④-9	
用排水改良	水路整備	郡山堀	70ha	④-10	
用排水改良	水路整備	六郷堀	830ha	④-11	
用排水改良	水路整備	七郷堀	1,300ha	④-12	
用排水改良	水路整備	仙台堀	650ha	④-13	
用排水改良	水路整備	鞍配堀	88ha	④-14	
用排水改良	水路整備	高砂堀	560ha	④-15	
用排水改良	水路整備	大江堀	150ha	④-16	
用排水改良	水路整備	柳堀	15ha	④-17	
用排水改良	水路整備	中堀	370ha	④-18	

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
用排水改良	水路整備	中日堀	540ha	④-19	
用排水改良	水路整備	沖野堀	290ha	④-20	
用水改良	基幹水利施設補修	大倉 2、3期	100ha	⑤	
用水改良	頭首工改良	愛宕堰	2,200ha	⑥-1	
用水改良	頭首工改良	中野堰	2ha	⑥-2	
用水改良	頭首工改良	薄ヶ沢堰	230ha	⑥-3	
用水改良	頭首工改良	郡山堰	70ha	⑥-4	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

4 他事業との関連

今後予想される宅地造成等の開発事業、河川改修、道路建設に関わる農用地に与える影響と農業用排水施設との整合を図る。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市における耕作放棄地面積は、平成17年からの10年間において1.4倍になるなど、地目が農地にも関わらず、耕作に供されない土地が増加傾向にある。特に、その多くが中山間地域を占める本市西部では、高齢化や人口減少に伴い、農業従事者の高齢化・減少が顕著であり、担い手の高齢化や過疎化の進行による耕作放棄地の発生が著しい状況である。こうした状況は、農用地等の荒廃や鳥獣被害の拡大を招くだけでなく、農村集落の弱体化を招き、地域によっては農用地・農業水利施設等の貴重な資源や技術・文化の伝承が途絶えてしまう恐れもある。

農用地や農業水利施設等は、農業生産活動に必要な不可欠な資源であるとともに、洪水の貯留や地域排水も担い、災害を未然に防止し、人命や財産を保護する役割を果たしている。また、農用地等を含めた里地里山は、多様な動植物が生息・生育しており、本市の生物多様性を保全する上で重要な環境である。このような農業・農村の持つ多面的機能の恩恵を享受していくため、優良な農地を良好な状態で活用できるよう、荒廃農地の発生抑制や農用地等の維持・保全および適正管理に努めていく。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
ため池整備	ため池改修	秋保馬場（森安）	8ha	⑦-1	
ため池整備	ため池改修	秋保加沢（泉口）	88ha	⑦-2	
ため池整備	ため池改修	仙台東（愛子ため池）	2,200ha	⑦-3	
ため池整備	ため池改修	仙台東（大沼）	120ha	⑦-4	

3 農用地等の保全のための活動

農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮や中山間地域等での耕作放棄地の発生抑制を図るため、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の制度を活用しながら、

地域資源の適切な維持・管理に係る地域の共同活動等を支援する。

また、野生鳥獣による農作物等への被害は農地が荒廃する一因にもなることから、防護柵の設置支援と併せて捕獲体制の充実を図り、適正な鳥獣の個体数管理に向けた活動を強化する。

さらに、農用地等の利用調整における各種活動に対する支援を行いながら流動化を促進し、地域農業の担い手に計画的に農地を集積・集約化することで、農用地等の有効利用を図り、農用地等の保全に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農業構造は、全国同様に農家戸数、農業従事者数とも減少傾向であり、農業従事者の高齢化や担い手不足などの状況が見受けられるが、東日本大震災の被害を受けた東部地区を中心に、ほ場整備事業による大区画化や農地中間管理事業による農地の集積、さらには集落営農組織の法人化などが進んでいる。また、市内産農産物を使った加工品の開発や農家レストランの開設などをはじめとした農業の6次産業化への取り組みなど、新たな農業経営の動きがみられる。

水田農業においては、基幹作物である米を中心に麦・大豆等を組み合わせた生産性の高い土地利用型農業を目指し、地域の担い手への農地の集積や集約、さらには、新技術の導入や集落営農組織等の法人化など、効率的な生産体制の整備に向けた取り組みを推進する。また、野菜・花きについては、都市近郊としての立地環境と地域の特性を活かした、鮮度が要求される軟弱野菜など収益性の高い新品目の導入などを推進するとともに、集落営農組織や法人による施設園芸への取り組みを促進する。さらに、「産直市」などの消費者への直接販売、農家レストランや農産加工など6次産業化を支援し、新商品開発なども含めた振興策を推進する。

意欲ある農業者が、自信と希望を持って農業に取り組むことができるよう施策を集中的に実施し、魅力とやりがいのある産業となるよう、将来の農業経営の目標を例示するなど、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。また、経営の効率化を図り体制が整った集落営農組織や個別経営体等については法人形態への誘導を推進する。

具体的な農業経営の指標については、効率的かつ安定的な農業経営体が、他産業従事者並みの年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり480万円程度、主たる従事者1人に補助従事者1人～2人を加えた1経営体当たり600～720万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの農業経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

	営農類型	目標規模 (ha・頭)	作目構成	経営体 数	流動化目標 面積(ha)
個別 経営 体	稲作+大豆+飼料用米	22	水稲 12.0ha (自作地) (2.0ha) (借地) (10.0ha) 大豆 5.0ha 飼料用米 5.0ha	270	4,318
	施設野菜+稲作	11.3	ほうれんそう (パイハウス) 2,600 m ² こまつな (パイハウス) 2,600 m ² 水稲 11.0ha (自作地) (2.0ha) (借地) (9.0ha) ※ほうれんそうとこまつなは 同一農地で生産		
	露地野菜+稲作	10.5	ねぎ(露地栽培) 0.5ha えだまめ(露地栽培) 0.5ha 水稲 10.0ha (自作地) (2.0ha) (借地) (8.0ha) ※ねぎとえだまめは、同一農地 で生産		
	施設野菜	0.3	トマト (鉄骨ハウス促成栽培) (促成栽培) 2,500 m ² (抑制栽培) 2,500 m ² 水稲 2.0ha (貸付) ※トマトの促成栽培と抑制栽 培は同一農地で生産		
	施設花き	0.2	花壇苗 (パイハウス) 2,000 m ² 水稲 2.0ha (貸付)		
	酪農	44頭	経産牛(搾乳牛) 44頭 水稲 2.0ha (貸付) 飼料生産面積 牧草地 6.6ha 飼料用トウモロコシ 6.6ha		
	農家レストラン	9.5	レストラン部門 20席 ねぎ(露地栽培) 0.5ha 水稲 9.0ha (自作地) (2.0ha) (借地) (7.0ha)		

組織 経営 営体	稲作 +大豆作 +大麦作 +加工業務用野菜	100	水稲 移植 40.0ha 直播 (自作地) (24.0ha) (借地) (46.0ha) 大豆 普通 25.0ha 晩播 5.0ha 大麦 25.0ha タマネギ 5.0ha	35	
	稲作 +大豆作 +大麦作	90	水稲 移植 35.0ha 直播 (自作地) (10.0ha) (借地) (55.0ha) 大豆 普通 10.0ha 晩播 15.0ha 大麦 15.0ha		
	稲作 +大豆作 +大麦作 +農産加工	32	水稲 16.0ha (自作地) (8.0ha) (借地) (8.0ha) みそ 生産量 20.0t 大豆 16.0ha 大麦 16.0ha		
	施設野菜 +稲作	31	ほうれんそう (パイハウス) 10,000 m ² こまつな (パイハウス) 10,000 m ² 水稲 30.0ha (自作地) (8.0ha) (借地) (22.0ha) ※ほうれんそうとこまつなは、 同一農地で生産		
	施設野菜	0.7	トマト(鉄骨ハウス) 促成栽培 7,000 m ² 抑制栽培 7,000 m ² ※トマトの促成栽培と抑制栽培は同一農地で生産		

(注) 1 個別経営体は、主たる従事者1人、補助従事者1～2人を想定している。

2 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農業を行う経営体としている。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 多様な経営体の育成

地域農業を構成する多様な担い手の確保や意欲ある認定農業者の育成により、地域の労働力確保や次世代への円滑な経営継承を目指す必要がある。そのため、青年層の農業分野への就業・定着を推進するとともに、認定農業者など意欲と能力のある担い手を育成する。また、経営の多角化に向けて集落営農の組織化や法人化を促進し、地域農業の中心的な役割を担うバランスのとれた農業就業構造を構築するとともに、法人化後の経営が安定するよう、法人経営に必要な研修など経営体制強化に向けた取り組みを支援する。

(2) 農用地の流動化の推進

効率的かつ効果的な農業経営が展開できるよう、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業等による農地再配分機能の活用により、法人や認定農業者など、意欲ある担い手へのさらなる農地の集積・集約化を進める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業近代化施設の整備の方向については、既存の共同利用施設の利用効率を高める方策を検討するとともに、新たにライスセンターや育苗センターなど、地域の実情に即した生産条件の向上を目指した基幹施設の整備を支援する。また、直売所や農産加工施設など、地域の特性を活かした農産物の付加価値を高める施設の整備を促進する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
共同処理加工施設	ミニライスセンター	岩 切	30ha	7戸	地域協業団体	1	
共同処理加工施設	ミニライスセンター	宮 城	30ha	3戸	地域協業団体	2	
共同処理加工施設	ミニライスセンター	秋 保	100ha	7戸	地域協業団体	3	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市における新規就農者の現状として、平成11年から20年の10年間の就農者数は年平均5人であったが、震災以降は農業法人の雇用などにより、平成23年から27年の5年間の就農者数は71人で年平均15名となっている。

今後についても、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農促進に向け、市、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター、土地改良区等による支援を継続し、総合的な助言、指導を行うほか、就農する青年等を地域の中心となる経営体として、人・農地プランに位置付けるとともに、地域で円滑な関係が構築できるように、連携した対応に努めていく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

認定農業者が情報交換、研修等を目的に「仙台市認定農業者連絡会」を組織しており、行政と認定農業者間の連携を密に、地域における農業者のリーダーとして育成・支援を図っている。

農業への関心が高い新規就農希望者の育成支援のため、農業研修や実習支援など適切な助言指導を各関係機関と連携し行うほか、経営基盤の安定を図るため、農業次世代人材投資資金（旧：青年就農給付金）や機械導入助成などの各支援制度を活用しながら就農しやすい環境づくりを推進する。

また、女性農業者を対象とした生産技術の向上等を促進する研修会を実施するとともに、ネットワークの構築を図り、次世代を担う女性の農業者・起業者を育成し、農業経営への積極的な参画へ誘導する。

そして、直売や農産加工に関する研修を実施し農産物の付加価値を高める方策の普及や多様な業種との連携により新たな発想・創意による市内の農業生産と結び付いた事業の創造、継続的な展開を後押しし、収益性の高い産業構造を目指す。

4 森林の整備その他林業振興との関連

特になし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、商業・サービス業を中心とした産業構造を持つ人口 100 万人を超える大都市であり、農外就労の機会には恵まれている状況にある。

平成 28 年度版宮城県統計年報によると、本市の販売農家数は 2,222 戸であり、そのうち 77%が兼業農家となっているが、近年では、組織化・法人化により、100ha 規模の営農に取り組む経営体も出てきている。農地の大区画化等の基盤整備と担い手への農地集積・集約化の取組により創出された余剰労働力を活用し、女性・高齢者等の参画も得ながら 6 次産業化等の取組を展開し、就業機会の確保に努めていく。

(単位 上段：戸、人 下段：%)

販売農家数				販売農家世帯員数 (15 歳以上)										
専業農家	兼業農家		総数	自営業が主			勤務が主			農業以外の自営業が主			その他	計
	第 1 種	第 2 種		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
518	201	1,503	2,222	1,552	1,280	2,832	1,746	1,114	2,860	304	144	448	2,284	8,424
(23)	(9)	(68)	(100)	(18)	(15)	(34)	(21)	(13)	(34)	(4)	(2)	(5)	(27)	(100)

(注) 1 資料：「平成 28 年度版宮城県統計年報」

2 () 内は構成比である

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策としては、農地の利用集積を促進し、農業経営の安定化を図るため、農業委員会と協力し農業関連催事等の機会をとらえて相談業務を行う。

また、農産物の直売や農産加工などの地域の資源や特性を活かした農産物の付加価値を高める方策や販売形態の拡張、多様な業種との連携による新たな事業の展開等、6 次産業化への取り組みを支援する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

恵まれた森林資源を活用し、しいたけや山菜などの特用林産物と農産物など地域の特産品づくりを進めるとともに、地域の農業と併せて林業の振興を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

生活環境施設の整備については、下水道など農業集落の生活環境向上に向けた整備を推進するとともに、直売所や市民農園など、地域の特性を活かした市民と農業との交流の場の整備を推進する。

また、持続的な農業集落の構築に向けて、住みよい居住環境の整備や美しい景観づくり、親水空間の創出など魅力ある農業集落の環境整備を目指した取り組みを推進する。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

特になし

第9 付図

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）

別記 農用地利用計画（一筆台帳）

（1）農用地区域

- ア 現況農用地等に係る農用地区域
別添のとおり